

Contents

- I. マイナミ空港サービス事件の概要
- II. 「フランチャイズ・システムに関する独禁法上の考え方について」の改正について
- III. 公取委が公表した令和2年度における独占禁止法違反事件の処理状況について
- IV. 2021年1月以降に執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍のご紹介

I. マイナミ空港サービス事件の概要

弁護士 中野 雄介

2021年2月19日、公正取引委員会(以下「公取委」という。)は、マイナミ空港サービス株式会社(以下「M」という。)に対し、課徴金納付命令(以下「本件課徴金納付命令」という。)を行った。これに先立つ2020年7月7日、公取委は、Mに対し、排除型私的独占を行ったことを理由として排除措置命令(以下「本件排除措置命令」という。)を行っており、本件課徴金納付命令は、本件排除措置命令において認定された排除型私的独占を理由とするものである。

本件課徴金納付命令における課徴金額は612万円であり、決して高額ではないが、排除型私的独占に対する課徴金制度が導入された2009年改正(2010年1月施行)の下で初めて排除型私的独占に実際に課徴金が課された先例となるため、紹介を行う。また、Mは、両命令に対する取消訴訟を提起済みであるところ、筆者は、2021年4月28日に東京地方裁判所においてこれら取消訴訟の記録を閲覧したので、これらの取消訴訟における争点についても若干コメントする。

第1. 背景事実

Mは、成田、羽田、中部国際、関西国際、伊丹、新千歳、八尾等の空港等において、国内の石油元売会社から仕入れた航空燃料を販売している。エス・ジー・シー佐賀航空(以下「S」という。)は、八尾、佐賀等の空港等において、国外の石油精製業者から輸入した航空燃料を販売している。Sは、国外の石油精製業者から、航空燃料が国際的な標準規格に適合するとの品質証明書の発行を受け、輸入した航空燃料の分析を国内の石油製品分析会社に依頼し、結果の報告を受けている。

八尾空港における給油会社は、従来はMだけであったが、2016年11月にSが参入した。八尾空港において機上渡し(航空燃料を航空機の燃料タンクに給油することにより引き渡すこと)の方法により供給されていた航空燃料は、Jet A-1とAVGAS100LLであり、Mのシェアは8割超であった。八尾空港協議会は、八尾空港において航空事業等を営む法人等を会員とする任意団体であり、そのうちの11名は、八尾空港で機上渡し給油を

受ける需要者であった。

Jet A-1 と AVGAS100LL については、国際的な標準規格が存在するほか、航空法等には同油種・同等級の航空燃料の混合を禁止・制限する規定はない。また、少なくとも日本国内において、1974 年以降に公表された航空事故の調査報告書には、同油種・同等級の航空燃料が混合したことに起因した航空事故等の記載はない。

第2. 排除行為

2016 年 11 月に S が八尾空港において航空燃料の販売を開始した以降において M が八尾空港における機上渡し給油による航空燃料の販売に関して行った、以下に要約する行為(以下「本件行為」という。)が排除行為とされている(山本浩平＝渡邊亮輔「マイナミ空港サービス株式会社に対する排除措置命令について(令和2年7月7日排除措置命令)」(公正取引 838 号 100 頁)。

- ✓ 自社の取引先需要者に対し、S の航空燃料と自社の航空燃料の混合に起因する航空機に係る事故等に自社は責任を負えないなどとして、自社の取引先需要者が S から機上渡し給油を受けた場合には自社からの給油は継続できない旨等を通知する
- ✓ S から機上渡し給油を受けた自社の取引先需要者からの給油に係る依頼に応じる条件として、S の航空燃料と自社の航空燃料の混合に起因する航空機に係る事故等が発生した場合でも M に責任の負担を求めない旨等が記載された文書への署名又は抜油を求める

本件行為は、いくつかの行為から構成される「S 対策」とも形容できるものであり、北海道新聞社事件([公取委同意審決平成 12 年 2 月 28 日](#))に類似している。また、八尾空港における機上渡し給油による航空燃料の販売の市場において、取引先需要者に対して全量を自社から購入するように求めていたともいえ、(契約条項としての記載の有無は異なるが)エム・ディ・エス・ノーディオン事件([公取委勧告審決平成 10 年 9 月 3 日](#))の排除行為にも類似している。

最高裁([東日本電信電話事件最判平成 22 年 12 月 17 日](#)及び JASRAC 事件最判平成 27 年 4 月 28 日)によれば、排除行為は、排除効果と人為性という2要素に分解されるが、M は八尾空港の機上渡しの航空燃料の販売について高シェアを有していた一方、S は新規参入者であったことを考慮すると、本件行為に排除効果が認められるとの公取委の判断は、裁判所にも支持される可能性が高いと思われる。一方、人為性とは、競争法的観点から見た正常競争からの逸脱であり、排除型私的独占については「正当な競争行為との境界が不分明である」という問題があることから設定された要件だと考えられる。M は、本件行為を行った理由として、安全性ないし航空燃料の混合が関連した航空事故の責任の明確化等を主張しているが、これらの主張が認められた場合には「人為性」が欠けるとして「排除行為」が認められなくなる(あるいは、論者によっては「競争の実質的制限」が認められなくなる)と考えられるため、本件における最大の争点となるであろう。

第3. 市場画定

また、M は市場画定に関して、Jet A-1(航空タービン燃料)と AVGAS100LL(航空ガソリン)は全くの別製品であり、需要の代替性がないこと等から、「航空燃料」という上位概念で商品市場を画定した排除措置命令は違法であると主張している。排除型私的独占の事件ではなく不当な取引制限の事件ではあったが、5油種に関する入札談合が問題となった防衛庁石油製品談合事件([公取委審判審決平成 19 年 2 月 14 日](#))においては「航空タービン燃料」の市場が画定されている中で、あえて Jet A-1 と AVGAS100LL を統合した「航空燃料」の商品市

場を画定していることになる。

エアセパレートガス事件([公取委排除措置命令平成 23 年 5 月 26 日](#)、[東京高判平成 28 年 5 月 25 日](#))においては、空気を原料として製造される酸素、窒素及びアルゴンのガスについて、相互間に需要の代替性がないにもかかわらずこれらを含む「特定エアセパレートガス」市場が画定されたが、このような手法については、便法であって、市場を1つにするか複数にするかで法的結論に差異が生ずる場合には本来の考え方に戻って複数に分けるべきであるという指摘がある(白石忠志『独占禁止法』〔第3版〕(有斐閣、2016年)66頁)。

Mは、取消訴訟において、Jet A-1 についての違反行為(もしあれば)は 2020 年 3 月に終了したと主張しており、市場の個数によって法的結論に差異が生じ得る事案である。裁判所の判断が注目される。

第4. 山陽マルナカ事件東京高判との関係

山陽マルナカ事件東京高判([東京高判令和 2 年 12 月 11 日](#))は、優越的地位濫用の事案において、「排除措置命令書に記載すべき理由の内容及び程度は、特段の理由がない限り、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して当該排除措置命令がされたかを名宛人においてその記載自体から了知し得るものでなければならぬ」と判示した。Mは、Mの取引先需要者の中にはSから「機上渡し給油を受けることを回避している者等がいる」といった本件排除措置命令の記載は、上記東京高判の示した要件を満たしておらず、防御権の侵害であるといった主張も行っている。

第5. おわりに

本件の決着は、取消訴訟の帰趨を待つ必要はあるが、本件排除措置命令から得られる、今後の企業法務において参考となる教訓は以下のとおりである。

まず、独占禁止法違反に対する防御・反論としての「安全性」はしばしば問題となってきた([東芝エレベーターテクノス事件大阪高判平成 5 年 7 月 30 日](#)、[日本遊戯銃協同組合事件東京地判平成 9 年 4 月 9 日](#))。過度の単純化をおそれずに要約すれば、法令等で要求されている安全性の基準に「上乘せ」した基準を他の事業者に強制することが、抗弁ないし正当化事由として認められたことはなく、安全性を一義的な理由として競争上の弊害のあり得る行為を行うことには、少なくとも慎重な事前の検討が望まれる。

また、Mの具体的行為の詳細は本稿では割愛しているが、①2016年12月7日、②2017年2月10日及び③2017年3月15日頃の3度にわたり、それぞれ、①八尾空港協議会会員11名(需要者としての合計シェア約8割)、②Sから航空燃料を買い入れることとした需要者及び③取引先需要者約250名(上記11名を含む)に対し、公取委に排除行為と構成された通知を文書で行っていたほか、Mの社内には「航空ガソリン並行輸入業者の脅威」「過当競争」といった敵対的な社内文書等が存在していた。これらの事情が、公取委を刺激し、久々の排除型私的独占事件としての摘発及び正式処分をもたらした可能性がある。

Ⅱ. 「フランチャイズ・システムに関する独禁法上の考え方について」の改正について

弁護士 原悦子、原口 恵

第1. 改正の経緯

公正取引委員会(以下「公取委」という。)は、フランチャイザー(以下「本部」という。)とフランチャイジー(以下「加盟者」という。)の取引において、いかなる行為が独占禁止法上問題となり得るかについて、「フランチャイズ・

システムに関する独禁法上の考え方について」(以下「本ガイドライン」という。)を策定、公表している。今般、公取委が実施した大手コンビニエンスストアチェーンの全ての加盟者を対象とした初めての大規模実態調査(以下「本実態調査」という。)¹によって明らかになったコンビニエンスストアの本部と加盟者との間の取引における課題を踏まえ、事業者の独占禁止法違反行為の未然防止を図るために、2021年4月28日に本ガイドラインの改正が行われた(以下「本改正」という。)²。

第2. 改正の概要

1. 加盟店募集時の情報開示について

本ガイドラインは、「2 本部の加盟者募集について」において、本部が加盟者募集にあたり、開示することが望ましい事項を記載している。加盟希望者に対する情報開示については、中小小売商業振興法においても規定されているところであるが、本ガイドラインは、独占禁止法違反を未然に防止する観点からの指針を示すものである。本部が、本ガイドラインに記載されている情報を十分に開示しないこと等によって、加盟希望者に対して優良誤認等を与え、競争者の顧客を不当に誘引した場合は、不公正な取引方法のうち、「ぎまんの顧客誘引」(一般指定第8項)に該当し、独禁法違反となるとされる。今回の改正においては、開示関係については、主に以下のような事項が追加された。

(1) 予想収益等

本実態調査によって、本部が加盟者募集時に収益シミュレーションや損益モデルをあくまで「参考」として提示している場合であっても、加盟希望者が予想売上や予想収益であると理解している場合があることが明らかとなった³。これを踏まえて、本改正では、本部が、加盟希望者に対して提示する収益シミュレーションやモデル収益等が、当該加盟希望者が出店を予定している店舗における厳密な意味での予測売上等ではない場合には、そのことが加盟希望者に十分理解されるように対応する必要がある旨が明記された。

(2) 年中無休・24時間営業

本実態調査によって、深夜帯の採算性の悪さや深刻な人手不足について、加盟者募集時に本部が十分な説明及び情報開示を行っていないケースが明らかとなり⁴、十分な情報開示の必要性が認識された。これを踏まえて、本改正では、特定の時間帯の人手不足や人件費高騰等が生じているなどの、その時点で明らかになっている経営に悪影響を与える情報を加盟希望者に開示することが望ましい旨が明記された。

(3) ドミナント出店

¹ 「コンビニエンスストア本部と加盟店との取引等に関する実態調査について」(2020年9月2日公表、https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/sep/200902_1.html。以下「本実態調査報告書」という。)。書面調査では、2021年1月時点において大手コンビニエンスストアチェーンに加盟する全国57,524店のうち、12,093店よりWebアンケートへの回答が得られ(回答率21.0%)、聞き取り調査は、大手コンビニエンスストア8社、オーナー、コンビニエンスストア以外のフランチャイズ本部等及び業界団体に対して実施されたとのことである。

² <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/apr/210428fcgl.html>

³ 本実態調査報告書109～110頁、201頁参照。

⁴ 同上112～113、207頁参照。

本実態調査によって、周辺地域への追加出店、「ドミナント出店」⁵の際に「配慮する」旨説明している本部もあるが、「配慮」の内容が不明確であったり、実際にドミナント出店をされた加盟者に対して本部から何ら提案をされなかったりしたことが明らかとなった⁶。これを踏まえて、本改正では、加盟者募集時に、ドミナント出店の際に「配慮する」場合は、「配慮」の具体的内容⁷を明らかにしたうえで取決めに至るように十分留意する必要がある旨が明記された。

(4)ロイヤルティの算定方法

本ガイドラインは、本部が加盟希望者に対して、ロイヤルティの算定方法に関し、必要な説明を行うことを求めている。本改正では、実際に売れた商品の仕入原価のみを売上原価と定義したうえで、売上高から売上原価を差し引いた売上総利益に一定率を乗じた額をロイヤルティとする場合、廃棄ロスが売上原価に算入されないことになるため、算入される場合よりもロイヤルティの額が高くなる旨が明記された。

2. フランチャイズ契約締結後の取引について

本ガイドラインは、「3 フランチャイズ契約締結後の本部と加盟者との取引について」において、フランチャイズ契約締結後の取引において、「優越的地位の濫用」(独占禁止法第2条第9項第5号)などの観点から問題となり得る場合を例示している。今回の改正においては、主に以下のような事項が追加された。

(1)仕入数量の強制

本実態調査によって、店舗での仕入れに関して、加盟者の意思に反して本部が無断発注をされたケースが多数にのぼることが明らかとなった⁸。これを踏まえて、本改正では、本部が加盟者の意思に反して加盟者になり代わって加盟者名で仕入発注することが、「優越的地位の濫用」に該当し得る行為として追記された。

(2)営業時間の短縮に係る協議拒絶

本実態調査によって、多数の加盟者が時短営業への一部又は完全な切り替えを希望していること、また本部が時短営業の協議を拒絶しているケースがあることが明らかとなった⁹。これを踏まえて、本改正では、契約において、両者間の合意により営業時間の短縮が認められるとしているにもかかわらず、24時間営業等が損益の悪

⁵ 本ガイドラインにおいては「ドミナント出店」は、「加盟後、加盟者の店舗の周辺の地域に、同一又はそれに類似した業種を営む店舗を本部が自ら営業すること又は他の加盟者に営業させること」と定義されている。

⁶ 同上 199 頁、210～211 頁参照。

⁷ どのような「配慮」を提示するかについては、顧客獲得のための競争手段の一つであり、本部間の競争状況や本部と加盟者との取引状況等により、どのような「配慮」が行われるのかは区々であることから、本ガイドラインにおいて「配慮」の内容は例示されていない(「原案に対する意見の概要及びそれに対する考え方(フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方)」(以下「QA」という。))No.38、43、
<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/apr/kitori/03ikengaiyou.pdf>。

⁸ 同上 137～140 頁、204 頁参照。

⁹ 同上 177 頁、208 頁参照。

化を招いていることを理由として営業時間の短縮を希望する加盟者に対し、正当な理由¹⁰なく協議を一方的に拒絶し、協議しないまま、従前の営業時間を受け入れさせることが「優越的地位の濫用」に該当し得る行為として追記された。

(3) 見切り販売の禁止

本実態調査において、見切り販売は可能であるものの、手続が煩雑であるためほとんどの店舗において実施できず、事実上制限されている状態である旨の報告が加盟者からあった¹¹。これを踏まえて、本改正では、柔軟な売価変更が可能な仕組みを構築するとともに、加盟者が実際に見切り販売を実施できるよう、加盟者に対して十分な説明をすることが望ましい旨が追記された。

(4) 事前の取決めに反するドミナント出店

本改正では、ドミナント出店を行わないとの事前の取決めがある場合において、当該取決めに反して、加盟者の損益の悪化を招くにもかかわらずドミナント出店を行うこと、及び、ドミナント出店が損益の悪化を招くときには加盟者に支援等を行うとの事前の取決めがある場合において、当該取決めに反して加盟者に対し一切の支援等を行わないことが「優越的地位の濫用」に該当し得る行為として追記された。

第3. 中小小売商業振興法施行規則の改正

小売商業におけるフランチャイズ・システムについては、中小小売商業振興法により、特定連鎖化事業(コンビニエンスストア等の小売商業に関するフランチャイズ・ビジネス)を行う本部から加盟希望者に対して一定の事項につき情報開示、説明をすることが義務付けられている。

経済産業省は、2021年4月1日、中小小売商業振興法施行規則(以下「本規則」という。)の一部を改正し¹²、契約締結前に書面で説明すべき事項を追加する等の改正を行った。具体的には、「加盟者の店舗のうち、周辺の地域の人口、交通量その他の立地条件が類似するものの直近の三事業年度の収支に関する事項」が追加され(本規則第10条第7号)、少なくとも(i)本部が把握している加盟者の店舗に係る各事業年度における(a)売上高、(b)売上原価、(c)商号使用料、経営指導料その他の本部が加盟者から定期的に徴収する金銭、(d)人件費、(e)販売費及び一般管理費、(f)その他、収益又は費用の算定の根拠となる事項、(ii)立地条件が類似すると判断した根拠の開示が必要となる(本規則第11条第7号)。

施行日は、公布から1年後の2022年4月1日となっている。

第4. 今後の対応

本ガイドラインは、中小小売商業振興法に基づく開示義務が適用されないフランチャイズについても一般的に適用されることになるため、本改正で明記された内容も含めて、十分な開示を行うとともに、契約締結後の取引

¹⁰ 例えば、加盟者からの協議の申し出に対し、本部が他の業務との関係から、加盟者が提案した日での協議に応じず協議の日程を遅らせる場合は、「正当な理由」があると考えられる。その際、協議の日程を遅らせる理由を加盟者に伝えるとともに、協議の日程を再調整すべきである(QA No.106)。

¹¹ 同上 143 頁、206 頁参照。

¹² <https://www.meti.go.jp/press/2021/04/20210401006/20210401006.html>

についても留意をする必要がある¹³。

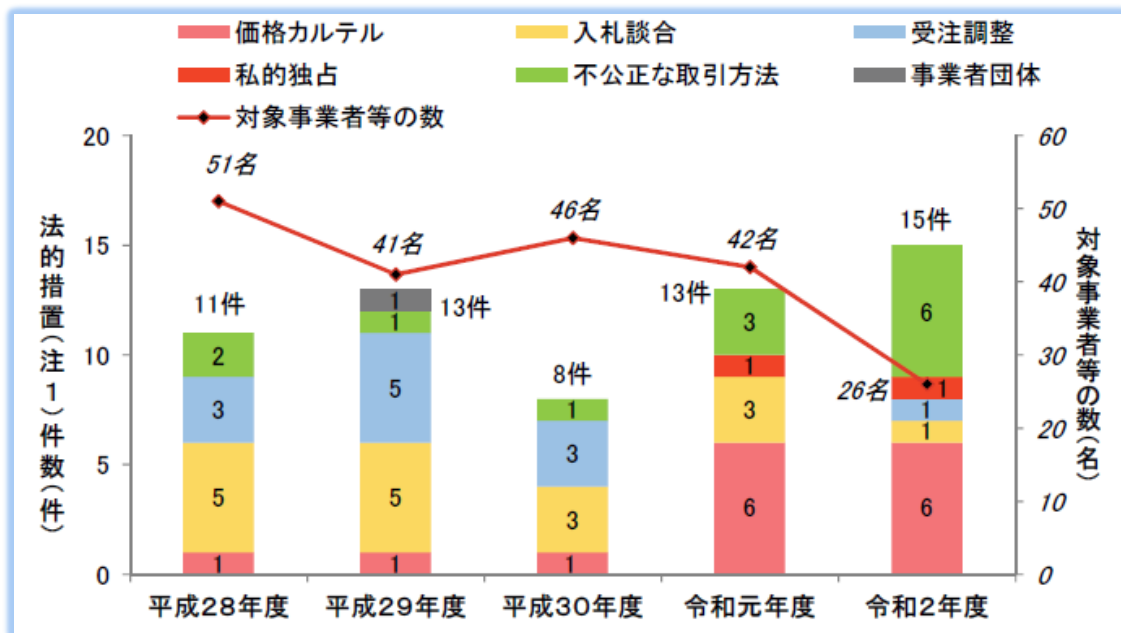
Ⅲ. 公取委が公表した令和2年度における独占禁止法違反事件の処理状況について

弁護士 臼杵 善治、杉 秋甫

令和3年5月26日、公正取引委員会(以下「公取委」という。)より、「令和2年度における独占禁止法違反事件の処理状況について」が公表された。以下では、公表された公取委の独占禁止法違反事件の処理状況について、新型コロナウイルスの影響も踏まえて、簡単にコメントすることとした。

第1. 排除措置命令等の動向について

令和2年度は、価格カルテル6件、入札談合1件、受注調整1件、私的独占1件、不正な取引方法6件と、合計15件の法的措置(注1参照)が行われ、新型コロナウイルスの感染拡大による経済活動に対する制約にもかかわらず、令和元年度の合計13件よりも増加する結果となった。



(注1) 法的措置とは、排除措置命令、課徴金納付命令及び確約計画の認定のことである。一つの事件について、排除措置命令と課徴金納付命令が共に行われている場合には、法的措置件数を1件としている。

(注2) 私的独占と不正な取引方法のいずれも関係法条となっている事件は、私的独占に分類している。

(出典: 公取委「令和2年度における独占禁止法違反事件の処理状況について」(令和3年5月26日)1頁)

¹³ 公取委は、本実態調査報告書の公表に際し、コンビニエンスストア本部各社に対して、本実態調査の結果に基づく要請を行い、これを踏まえた対応がコンビニエンス本部各社から公表されている。

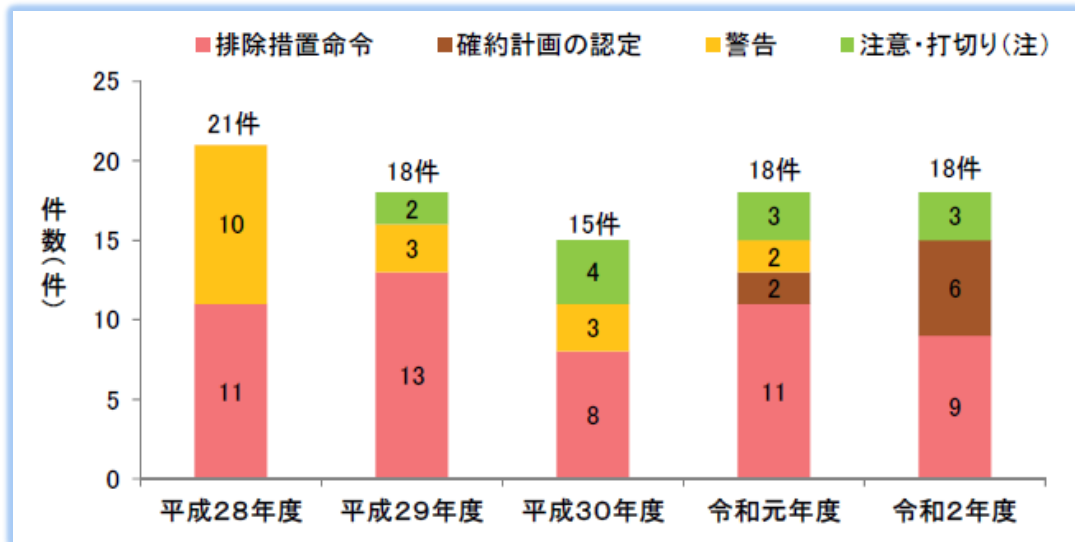
https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/sep/200902_1.html

その理由としては、実質は一つの事件である愛知県立の6つの高等学校向けの制服についての価格カルテル事件を、高校ごとに市場が分かれるため、価格カルテル6件とカウントしていることが一因であると考えられる。また、法的措置が行われた合計15件のうち、人との接触が最も懸念される立入検査が新型コロナウイルスの感染拡大以前に行われる等、令和2年度以前にすでに調査が開始されていた事件が多数を占めていたことも理由の一つと考えられる。

また、令和2年度における法的措置のうち特筆すべき点は、初めて私的独占に対する課徴金納付命令が行われたことである(公取委「[マイナミ空港サービス株式会社に対する課徴金納付命令について](#)」(令和3年2月19日))。

第2. 確約計画の認定数の増加

確約計画の認定とは、確約手続に係る通知を受けた事業者から申請された確約計画を公取委が認定するという、独占禁止法に基づく行政処分である。確約手続は、公取委と事業者が合意した内容で、事業者が自主的に違反の疑いを解消する措置を実施することが想定されているため、より早期に問題の是正を期待できるという特徴がある。



(出典:公取委「[令和2年度における独占禁止法違反事件の処理状況について](#)」(令和3年5月26日)2頁)

確約計画による処理件数は、令和元年度は2件であったところ、令和2年度では6件に増加した。また、これまで排除措置命令では命じられていなかった納入業者に対する返金等が盛り込まれた確約計画が認定された(令和2年8月5日「[ゲンキー株式会社に対する件](#)」及び令和2年9月10日「[アマゾンジャパン合同会社に対する件](#)」)。このような金銭的価値の回復は、従来排除措置命令では実現できなかったが、確約手続導入により、新たな競争秩序の回復の確保手段と見込まれていたものである(公取委「[確約手続に関する対応方針](#)」6(3)イ(カ)取引先等に提供させた金銭的価値の回復(平成30年9月26日))。さらに、別件の確約計画においては、合理的な根拠に基づく販売計画台数案の策定やディーラーとの十分な協議を経た上で合意すること等を内容とするガイドラインの策定が確約計画の内容として盛り込まれた件もあり、幅広く柔軟な問題解決に資するものとなっている(令和3年3月12日「[ビー・エム・ダブリュ株式会社に対する件](#)」)。

なお、独占禁止法や競争政策上の問題点を広く周知するため、注意等の3件についても、事案の概要が公

表された。

第3. 課徴金制度および課徴金減免制度の利用動向

令和元年度に急増した課徴金額は43.2億円と大幅に減少し、また、課徴金納付命令を受けた事業者数は4名と従来に比べ激減した。そのため、一事業者当たりの課徴金額の平均は10億8,230万円であり、令和元年度の18億7,231万円に比べれば減少したものの、未だ高い水準を維持した。

課徴金減免申請件数は、33件と直近5年間で最も低い数字となった。新型コロナウイルスの影響による経済活動の停滞が申請件数の減少の理由の一つであると推測される。

一方、課徴金減免制度の適用が公表された法的措置件数は8件であり、直近5年に比べて著しく低い数字とはならなかった。なお、特筆すべきは、令和2年度において法的措置がとられた価格カルテル(6件)・入札談合(1件)・受注調整(1件)の合計8件のすべての事件において、課徴金減免制度が利用されていることである。

また、課徴金減免制度の適用された事業者数は、17にとどまり昨年より減少したが、令和2年12月25日に施行された新しい課徴金減免制度により、課徴金減免制度を利用することができる事業者数の上限がなくなったため、令和3年度以降、増加が見込まれる。

第4. 審査事件の動向

令和元年度に減少した審査件数は、令和2年度についても新型コロナウイルスの影響によりさらなる減少が予測されたが、実際の審査件数は、令和元年度(99件)とほぼ同じ件数(101件)となった。公取委は、緊急事態宣言の影響で経済活動の自由が制限されていた状況の中でも、独占禁止法違反を是正するために、新型コロナウイルス感染対策を講じながら一定の審査活動を行っていたものと思われる。

また、公取委は、医薬品の卸売業者による入札談合の事案について、1件の告発を行った。

第5. 今後の独占禁止法違反事件の処理状況の予測

令和2年度は、企業活動において新型コロナウイルスの影響を大きく受けた年だったが、今回公表された法的措置数及び処理件数は、昨年に比べ特段大きな減少は見られなかった。もっとも、令和2年度に実施された立入検査の数は従前に比べると少ないと思われ、令和3年度以降は、公取委の事件処理の概況にも新型コロナウイルスの影響が生じることが予測される。

IV. 2021年1月以降に執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍のご紹介

2021年1月以降にこれまで当事務所の弁護士が執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍をご紹介します。リンク先から閲覧可能なものも多くございますので、ご高覧いただけますと幸いです。

- ◆ Chambers Global Practice Guides on Cartels 2021 – Law & Practice
2021年6月（著：[江崎 滋恒](#)、[バシリ ムシス](#)、[臼杵 善治](#)、[石田 健](#)）
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ Market Intelligence – CARTELS IN JAPAN – 2021
2021年5月（著：[江崎 滋恒](#)、[バシリ ムシス](#)、[石田 健](#)）
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ 論点体系 独占禁止法 ― 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 下請代金支払遅延等防止法<第2版>
2021年5月(著：[中野 雄介](#)、[原 悦子](#)) 第一法規株式会社
- ◆ GCR Insight – The Asia-Pacific Antitrust Review 2021(Japan Chapter : Merger Control)
2021年4月(著：[石田 英遠](#)、[鈴木 剛志](#))
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ GCR Insight – The Asia-Pacific Antitrust Review 2021(Japan Chapter : Cartels)
2021年4月(著：[石田 英遠](#)、[山田 篤](#))
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ 公取委、デジタル市場における競争政策に関する研究会 報告書「アルゴリズム/AIと競争政策」を公表
2021年4月(著：[臼杵 善治](#)) 商事法務ポータル
[こちら](#)から一部閲覧可能です。
- ◆ Lexology Getting the Deal Through – Dominance 2021 (Japan Chapter)
2021年3月(著：[山田 篤](#)、[臼杵 善治](#))
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ The Cartels and Leniency Review – 9th Edition (Japan Chapter)
2021年3月(著：[石田 英遠](#)、[田中 勇氣](#))
- ◆ 事業者と弁護士との間で行われた通信の秘密に関する論点
2021年2月(著：[片山 達](#)) 自由と正義 2021年2月号

- ◆ 海外注目事例からみえてくる 競争法実務の着眼点(第 21 回)
英国:「企業結合なかりせばの状況(Counterfactual)」の検討が詳細に行われた事例
2021 年 2 月 (著:[中野 雄介](#)) NBL No.1188

- ◆ 米国司法省等によるシャーマン法 2 条違反を理由とした Google 提訴の最新動向と訴状の分析
2021 年 1 月(著:[原 悦子](#)) ビジネス法務 2021 年 3 月号

- ◆ Market Intelligence – Merger Control 2020 – Japan
2021 年 1 月 (著: [中野 雄介](#)、[バシリ ムシス](#)、[矢上 浄子](#))
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
 - 弁護士 中野 雄介(yusuke.nakano@amt-law.com)
 - 弁護士 原 悦子(etsuko.hara@amt-law.com)
 - 弁護士 原口 恵(megumi.haraguchi@amt-law.com)
 - 弁護士 臼杵 善治(yoshiharu.usuki@amt-law.com)
 - 弁護士 杉 秋甫(akiho.sugi@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

■ Key Members



石田 英遠

パートナー

hideto.ishida@amt-law.com

Tel : 03-6775-1019

Fax : 03-6775-2019



江崎 滋恒

パートナー

shigeyoshi.ezaki@amt-law.com

Tel : 03-6775-1040

Fax : 03-6775-2040



中野 雄介

パートナー

yusuke.nakano@amt-law.com

Tel : 03-6775-1049

Fax : 03-6775-2049



山田 篤

パートナー

atsushi.yamada@amt-law.com

Tel : 03-6775-1134

Fax : 03-6775-2134



バシリ ムシス

パートナー

vassili.moussis@amt-law.com

Tel : 03-6775-1393

Fax : 03-6775-2393



原 悦子

パートナー

etsuko.hara@amt-law.com

Tel : 03-6775-1088

Fax : 03-6775-2088



鈴木 剛志

パートナー

takeshi.suzuki@amt-law.com

Tel : 03-6775-1288

Fax : 03-6775-2288



臼杵 善治

パートナー

yoshiharu.usuki@amt-law.com

Tel : 03-6775-1168

Fax : 03-6775-2168



矢上 浄子

パートナー

kiyoko.yagami@amt-law.com

Tel : 03-6775-1185

Fax : 03-6775-2185



石田 健

スペシャル・カウンセラー

takeshi.ishida@amt-law.com

Tel : 03-6775-1485

Fax : 03-6775-2485

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com